

日田市規則第24号

日田市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年3月31日

日田市長 椋野 美智子

日田市学校給食費条例施行規則の一部を改正する規則

日田市学校給食費条例施行規則（令和2年規則第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(学校給食費の額)</p> <p>第6条 条例第4条第2項に規定する学校給食費の額は、小学校にあつては月額<u>5,700円</u>とし、中学校にあつては月額<u>6,400円</u>とする。</p>	<p>(学校給食費の額)</p> <p>第6条 条例第4条第2項に規定する学校給食費の額は、小学校にあつては月額<u>4,900円</u>とし、中学校にあつては月額<u>5,500円</u>とする。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の日田市学校給食費条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に実施する学校給食に係る学校給食費について適用し、同日前に実施した学校給食に係る学校給食費については、なお従前の例による。